

国土入企第35号

平成25年3月8日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について

日本経済再生のためには、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）及び平成25年2月26日に成立した平成24年度補正予算の迅速かつ着実な実行が重要です。

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」では、「施策の早期の実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等に係る入札公告の前倒しや入札に関する手続きの簡素化その他の契約手続の迅速化、前払金制度の積極的活用等により予算の早期執行に万全を期する。」とされているところです。また、「契約価格の適正化、人材不足への対応等」により、「公共事業の円滑な施工確保」に取り組むこととされております。

国においては、本経済対策の内容に沿って今後の予算を執行することとしておりますが、各地方公共団体においても、本経済対策の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成23年8月25日付け総行第126号・国土入企第14号）において要請した内容を踏まえ、迅速かつ円滑な施工確保を図るため、別添のとおり取組を講じるよう各都道府県及び政令指定都市あてに通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、当該取扱いについてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。